

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針に係る パブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針に係るパブリックコメント手続

2. 目的

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針について、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続を実施し、広く市民等の意見を募集するものです。

3. 背景

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園は、平成24年4月に、流山市幼児教育支援センターの研究成果の実践と本市全体への還元という先導的役割を実現するための園として設置されましたが、幼児教育の無償化に伴う園児在籍数の減少や、特別な支援が必要な子どもの割合の増加等により、近年においては、これまでのような幼児教育の実践と提供が困難な状況となっています。

附属幼稚園においては、2・3歳児を対象としたプレ保育や、在園児を対象とした預り保育などにも取り組んできましたが、園児は過去5年で54%減少している一方で、運営費は年々増加しており、このような状況から、令和5年5月、流山市立幼稚園協議会に、同園の在り方等について諮問し、同年10月、同協議会からの答申を踏まえ、教育委員会議において、同園を令和7年度をもって廃園とする方針が決定されました。

4. 意見を募る対象者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

5. 意見募集期間

令和5年11月21日（火）～令和5年12月20日（水）

6. 閲覧および公表

(1) 閲覧場所

学校教育課（市役所第1庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各幼稚園、各保育所（園）、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ1階）、各児童館・児童センター、つばき学園（児童発達支援センター）

(2) 公表場所

市ホームページ

7. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、氏名を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

8. その他

(1) 意見に対する市の考え方については、市のホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

9. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 学校教育部 学校教育課

電話 04-7150-6104

FAX 04-7150-0809

電子メール gakkoukyouiku@city.nagareyama.chiba.jp